

## 地域交流センター、南河原隣保館

☎ 地域交流センター 048-559-1399  
南河原隣保館 048-557-3334

地域住民がふれあいの場を通して交流を深め、交流の輪の中から国民的課題である同和問題の早期解決を図ることを目的として建てられた施設です。それぞれ施設の目的に合った一般貸し出しの他、主催の各種事業などを行っていますので、お気軽にご利用ください。

☎ 開館時間 午前8時30分～午後5時  
(夜間貸し出しは、午後9時30分まで)

📅 休館日 毎週月曜日、祝日、年末年始

💰 利用料金 無料

## 人権擁護委員による人権相談

☎ 人権推進課

いじめや虐待、差別など、日常生活でお悩みの方のために、人権擁護委員による相談窓口を開設しています。お気軽にご相談ください。秘密は守られます。

☎ 開設日時 毎月第2水曜日 午後1時30分～3時30分  
(ただし、6月1日、12月第2水曜日は午前10時～午後3時)

📍 会場 月ごとに変わるため、人権推進課までお問い合わせください。

## 情報公開・個人情報保護制度

### 情報公開制度

☎ 総務課

### 情報公開制度とは

市民の皆さんが市の仕事の内容や市が持っている情報を「知りたい」「見たい」と思ったときに、市に対して情報の公開請求をすることができる制度です。市では、その請求に応じて、閲覧または写しの交付などにより情報を公開します。

📌 実施機関(対象となる機関)

市長(水道事業を含む)の他、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長および議会が対象です。

📌 情報の公開を請求できる方

- ①市内に住所のある方
- ②市内に事務所や事業所がある個人・法人・団体
- ③市内の事務所や事業所に勤務している方
- ④市内の学校に在学している方
- ⑤市の事務事業に利害関係のある方

※なお、これらに該当しない方からの公開の申し出に対しても、公開に応じるよう努めますのでご相談ください。

📌 対象となる情報

平成11年4月1日(旧南河原村の情報については平成15年4月1日)以後に、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録(電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録)であって、組織的に用いるものとして、実施機関において保有しているものです。ただし、平成11年3月31日(旧南河原村については平成15年3月31日)以前に作成・取得した情報についても、申し出があれば、提供に努めますのでご相談ください。

## 公開できない情報

市が持っている情報を可能な限り公開することが原則です。しかし、個人に関する情報や法人などに関する情報については例外として公開できないことがあります。

- ▶個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る情報
- ▶公開することにより、法人などに明らかに不利益を与えると認められる情報
- ▶公開することにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報
- ▶意思決定過程における情報であって、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障が生じるおそれのある情報
- ▶公開することにより、事務事業の公正かつ適正な執行を困難にするおそれのある情報
- ▶法令の定めるところにより、公開することができないとされている情報

なお、非公開となる情報でも、一定期間を経過することにより公開することができるものは、その期間の経過後に公開します(時限公開)。また、1つの情報に非公開となる情報が含まれている場合でも、それ以外の部分は公開します(一部公開)。

## 公開請求の手続き

公開請求の窓口は、「市政情報コーナー」または請求した情報を担当する課です。

実施機関は請求書を受理すると、15日以内に公開の可否の決定を行い、その結果を請求者へ文書で通知します。ただし、やむを得ない理由により期間内に決定できないときは、決定期間を延長することもあります。

公開の決定通知を受け取った請求者は、通知書に示されている日時、場所において、閲覧または写しの交付などにより、公開を受けることとなります。

## 市政情報コーナー

市役所にあるこのコーナーは、情報公開制度・個人情報保護制度に基づく請求の窓口となるだけでなく、市民の皆さんに市政情報を提供する場でもあり、市政に関するさまざまな資料をそろえています。どなたでも自由に閲覧できます。

📌 利用時間 月～金曜日(年末年始・祝日を除く)  
午前8時30分～午後5時15分

## 個人情報保護制度

### 個人情報保護制度とは

市が持っている個人情報全般について、具体的な管理ルールを定めるとともに、本人からの請求により自己に関する情報の開示や訂正などを求めることができる制度です。

### 個人情報取扱いのルール

#### 取得及び保有について

- ▶個人情報を取得するときは、利用目的を明らかにした上で、必要な範囲内で適正に取得し、利用目的に沿って適切に取り扱います。
- ▶個人情報は、利用目的の範囲内で、正確で最新なものとし、不必要となった個人情報は速やかに廃棄や消去するなど適正に管理します。

#### 利用及び提供の制限について

- ▶市が保有する個人情報は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために利用しません。また、外部に提供しません。

### 開示、訂正、利用停止などの請求ができる権利

📌 請求できる内容

- ▶自己に関する情報について、閲覧または写しの交付を請求できます(開示請求)。
- ▶自己に関する情報について、事実と異なる記載があるときに訂正を請求できます(訂正請求)。
- ▶自己に関する情報が、利用目的以外の目的のために利用され、もしくは外部に提供されているときは、その利用の停止、消去または提供の停止の請求を行うことができます(利用停止請求)。

## 開示されないことがある自己情報

自己に関する情報は、原則として本人に開示します。しかし、自己に関する情報であっても、例外として次のいずれかに該当する情報は、開示できない場合があります。

- ▶開示することにより、本人の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報
- ▶開示することにより、本人以外の人の正当な権利利益を害すると認められる情報
- ▶開示することにより、実施機関の公正かつ適正な職務遂行が妨げられると認められる情報
- ▶開示することにより、法人等または本人以外の事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報
- ▶開示することにより、国などの協力関係または信頼関係を損なうおそれのある情報
- ▶開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報

